

就労証明書(外勤用)

堺市 保健福祉総合センター所長 様

証明日 年 月 日

(選択肢)
 農業、林業／漁業／鉱業、採石業、砂利採取業／建設業
 ／製造業／電気・ガス・熱供給・水道業／情報通信業／運
 輸業、郵便業／卸売業、小売業／金融業、保険業／不動
 産業、物品賃貸業／学術研究、専門・技術サービス業／宿
 泊業、飲食サービス業／生活関連サービス業、娯楽業／教
 育、学習支援業／医療、福祉／複合サービス事業／公務
 ／その他

事業所名 _____
 代表者名 _____ (印)
 所在地 _____
 電話番号 _____
 記入者名 _____
 記入者連絡先 _____

下記の内容について、事実であることを証明します。

| No. | 項目 | 記入欄 |
|--------------|---|---|
| 勤務先事業者に関する事項 | | |
| 1 | 業種 | () |
| 就労者に関する事項 | | |
| 2 | ふりがな | |
| | 就労者氏名 | |
| 3 | 就労者住所 | |
| 就労状態等に関する事項 | | |
| 4 | 雇用(予定)期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 (無期・有期更新予定有・有期更新予定無) |
| 5 | 勤務先事業所名 | |
| 6 | 勤務先住所 | |
| 7 | 勤務先電話番号 | |
| 8 | 雇用の形態 | 正社員 ・ パート・アルバイト ・ 非常勤・臨時職員 ・ 派遣社員 ・ その他() |
| 9 | 就労時間 (固定就労の場合) | <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝祭日 合計時間(週) 時間 分 <small>→NO.17・NO.19記入要</small> |
| | | 平日 時 分 ~ 時 分 |
| | | 土曜 時 分 ~ 時 分 日曜 時 分 ~ 時 分 |
| 10 | 就労時間 (変則就労の場合) | 年間・月間・週間 時間 分 →NO. 17・NO. 19記入要 |
| 11 | 就労実績 | 年 月 年 月 年 月 |
| | | 日/月 日/月 日/月 |
| 12 | 産前・産後休業の取得 | 取得予定・取得中・期間終了 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 13 | 育児休業の取得 (予定期間) | 取得予定・取得中・期間終了 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| | | 短縮可能時期 年 月 日 延長可能時期 年 月 日 |
| 14 | 復職年月日 | 年 月 日 |
| その他 | | |
| 15 | 備考欄 | |
| 16 | 収入の状況 | 基本給 円 最近3カ月の月総支給額 年 月 円 |
| | | (月給・日給・時給) 年 月 円 |
| | | 年 月 円 |
| 17 | 月あたり平均就労時間 | 月 時間 就労日数 月平均 日 (週 日就労) |
| 18 | 育児短時間勤務制度 (取得予定・取得中の場合) | 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| | | 時間: 時 分 ~ 時 分 |
| 19 | おおむね月1回以上の日曜日・祝祭日の勤務 | 有・無 |
| 20 | 保育士資格を有し、保育士として勤務している、又は勤務する予定の場合(保育補助は除く。)は、□内にチェック☑をしてください。 □ | |

○記入要領及び当該様式については、堺市ホームページに掲載しています。

保護者記入欄

| 保護者名 | 連絡先 | □父・□母・□祖父・□祖母・□その他() |
|------|------------|---|
| 児童名 | 生年月日 年 月 日 | 利用施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) |
| 児童名 | 生年月日 年 月 日 | 利用施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) |
| 児童名 | 生年月日 年 月 日 | 利用施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) |

※ 保育を必要とする理由が就労となるのは、1カ月に64時間以上労働することが常態(フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働(自営業など)など、基本的にすべての就労を含む。)である場合となります。

区役所使用欄 子どもコード 備考